

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成21年度
条 例 名	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例		
条 例 番 号	昭和25年神奈川県条例第52号	法 規 集	第 8 編 第 6 章 第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	えなその他出産に伴う産あい物の処理を業とする者に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  (現在でも必要な条例か。)	胎盤や妊娠 4 ヶ月未満の胎児などのえなその他出産に伴う産あい物(以下「産あい物」という。)については、社会通念上廃棄物とは区分して丁重に取り扱う必要がある、この処理業の許可制度について定める本条例は必要な条例である。	産あい物処理受託件数 H20 : 55,710 件 H19 : 56,547 件 H18 : 54,891 件 H17 : 53,932 件
	有効性  (現行の内容で課題が解決できるか。)	産あい物の処理に関する公衆衛生上の措置については適切に定められており、有効であるが、消毒処理業については、条例制定当初以降、許可実績もなく、また、今後、新規参入も見込まれないことから、許可制度の廃止も視野に入れて制度変更を検討する。	・産あい物処理(焼却処理)業許可：2件 (昭和51年以降新規許可なし) ・産あい物消毒処理(使用済み綿布等を再利用するための消毒処理)業許可：0件 (現在では、このような産あい物の再利用は需要が皆無である)
	効率性  (現行の内容で効率的といえるか。)	産あい物処理業の施設基準等については、必要最低限のものであり、効率的である。	
	基本方針適合性  (県政の基本的な方針に適合しているか。)	産あい物処理業の許可等の適正な実施を確保するために必要な事項を定める条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  (憲法、法令に抵触しないか。)	法の規定に基づき必要な事項を定めた条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正→廃止を検討する。</span>	産あい物消毒処理業制度の廃止等、必要な改正を行う必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無